

『令和6年度 延岡への新たな流れをつくる誘客事業（一般旅行用）』補助金申請について

- ① ツアー販売にあたっての**事前申請**（事業開始 **10 日前まで**の承認が必要※1） *事業者→延岡市観光戦略課
- 事前承認申請書（様式第1号）※2
 - 旅行業登録票の写し（コピー可）
- ↓
- ② **承認 * 事前申請完了** *延岡市観光戦略課→事業者
- 補助金事前申請承認通知書（様式第2-1号）を送付 ※3
（広告など告知実施、ツアー募集～ツアー催行）
（集客報告 ※4 *事業者→延岡市観光戦略課）
- ↓
- ③ 内容に変更が生じた場合、事業自体が中止になった場合
- 補助事業中止・変更承認申請書（様式第3号）を送付
*事業者→延岡市観光戦略課
 - 補助事業中止・変更承認通知書（様式第4-1号）を送付
*延岡市観光戦略課→事業者
- ↓
- ④ **補助金交付申請・請求**（事業終了から **20 日以内**に提出が必要） *事業者→延岡市観光戦略課
- 補助金交付申請書兼請求書（様式第5号）
 - 実績報告書（様式第6-1号）
 - 宿泊証明書（様式第6-2号） ※5
 - 飲食証明書（様式第6-3号）
 - 広報事業にかかる領収書その他支出を証する書類 ※6
- ↓
- ⑤ **交付決定** *延岡市観光戦略課→事業者
- 補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）を送付
- ↓
- ⑦ **振込** *延岡市→事業者

令和5年度からの変更点

- ・「事業計画書」「収支予算書」「暴力団排除条例に係る誓約書」及び、事前申請書への捺印は不要となりました。

令和5年度からの変更点

- ・交付申請書が、請求書を兼ねていますので、請求書の提出は不要となりました。
- ・「事業報告書」は「実績報告書」に変更。
- ・「収支報告書」「宿泊及び飲食、観光施設に支払った領収書の写し」は不要となりました。

※1 事業開始とは、広告、チラシ等当該ツアーに関する募集を対外的に開始する日となります。

※2 申請頂いてから承認まで数日を要します。余裕を持って申請をお願い致します。フリープランの場合は、事前にご相談ください。

※3 事業要件を満たしていない場合など、不可の場合は■補助金等不交付決定通知書の送付となります。

※4 集客報告は事業開始後、週1回を目途にお願い致します（募集型企画旅行）。

※5 日帰りツアーの場合は不要。

※6 広報事業に係る補助金の交付申請をしない場合は不要。